

2019年 7月 8日

佐賀県中小企業団体中央会
会長 内田 健 様

フードバンクさが
代表 干潟 由美子



フードバンクさが事業へのご協力をお願い

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、フードバンクさが設立に際しましては、様々な形で、ご協力いただいていますことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

ご存知のように、日本では2000万人の人たちが、生活困窮者と考えられており、子どもは7人に1人が貧困状況にあると言われています。一方で、年間646万トンもの食品が活用されることなく廃棄されています。なかでも、商品に直接関係ないラベルの印字ミスや外箱の破損等の理由で流通させることができず、廃棄されてしまう食品もあります。

このようなことから、私たちは、フードバンクさがを2019年3月21日に食品の寄贈を通じて、企業と支援団体、支援団体と支援を必要とする人たちをつなぐ役割を果たすことで、地域コミュニティの再生や貧困の格差をなくすための手立てになると確信し設立しました。

5月24日には、超党派議員連盟による議員立法として「食品ロス削減推進法」が成立し、「食品ロス」の削減を国民運動と位置づけ、政府が基本方針を策定し、自治体に対しても推進計画を作る努力義務が課されました。特に「フードバンク」の支援を進めることも求められています。

また、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標（SDGs）においても17のゴールと169のターゲットが示され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。このSDGsの考え方は、フードバンクの理念に相通じるものでもあります。多くの企業や団体が具体的な目標を設定しすでに取り組みされています。

昨年末には国税庁が、企業がフードバンクに食品を寄付した際に、その提供に要した費用を損金として全額算入できるという基準を新たに明確にしました。結果的にフードバンクへの食品寄贈が増加することで、食品ロスの削減や貧困対策の推進につながることを期待できます。

このようなことから、県内におけるフードバンク事業を推進してまいります。

その安定的な運用ができますよう次のことをご要望いたします。

記

1. フードバンク事業の周知について

フードバンクという言葉が聞かれた方は多いと思いますが、具体的に何を
するところなのかの周知をお願いします。会議等行われる際にはパンフレッ
ト等の配布、講師の派遣を行いますので是非ご協力をお願いします。

2. 食品の寄贈について

フードバンク事業の一步は、食品の寄贈ですが、なかなか集まりません。寄
贈等やっていただける企業を募集しています。ぜひ会員様に呼びかけをお願
いできませんでしょうか。よろしくをお願いします。企業内でフードドライブ
(市民からの食品寄贈活動)を行っていただけるようであればお声掛けくだ
さい。

3. 賛助団体への入会について

フードバンクは原則ボランティアで運用しますが、それでも倉庫や事務所
の維持等資金は必要です。1 団体 1 口以上の賛助団体への入会をお願いします。